

保育所の民営化は本当に安上がりか(その2)

—全園が私立の大治町と全園が公立の扶桑町を比較して—

先月号の(その1)では、保育所運営費の費用が公立保育所より私立保育所の方が多くかかることや公立保育所の基準財政需要額算出について立証しました。今月号では、なぜ私立保育所の方が費用が多くかかるか、その理由を社会福祉法人の経営分析の中で検証します。

中川 博一
(東海自治体問題研究所理事)

Ⅲ 大治町の社会福祉法人を財務諸表で分析

財務諸表とは一般的には決算書と呼ばれているものです。その中で貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書の3つを財務三表といいます。これらの表を分析することで、企業の経営状況などを客観的・数値的に把握できるからです。ここでは、貸借対照表と損益計算書の2表を使って社会福祉法人の経営状況を分析することにします。なお、社会福祉法人会計では、損益計算書のことを、事業活動収支計算書と呼んでいます。

1 財務諸表の取得方法

社会福祉法人は、社会福祉法第59条の2により、定款、報酬等の支給の基準、計算書類、役員等名簿および現況報告書を、インターネットを利用して、遅滞なく、公表するよう定められています。そのため、社会福祉法人の財務諸表は「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム(外部リンク)」で見ることができます。この表は、厚生省HPと愛知県HPからたどることができますので、その方法を次にご案内します。

社会福祉法第59条の2

(情報の公開等)

第五十九条の二 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(略)

- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人(厚生労働大臣が所轄庁であるものを除く。)の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料を作成するものとする。この場合において、都道府県知事は、その内容を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に対し、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法により報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、前項前段の事務を行うため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の所轄庁(市長に限る。次項において同じ。)に対し、社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。
- 4 所轄庁は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて情報を提供するとき、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベース(情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)の整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施するものとする。

(以下略)

＜厚生労働省HP＞

TOP＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞生活保護・福祉一般＞施策情報「社会福祉法人制度」＞財務諸表等電子開示システム（ワムネットに移動します）＞**地図から探す→愛知をクリック**＞市区町村をクリック→上記の条件で検索＞法人名をクリック＞現況報告書などのダウンロード＞各年度「計算書類」ダウンロード＞各種財務諸表

＜愛知県HP＞

TOP＞組織からさがす＞県庁の組織（各所属のページ）＞本庁機関の組織表＞福祉局＞監査指導室＞福祉総務課監査指導室→社会福祉法人等に関するお知らせ→「愛知県が所管する社会福祉法人について」をクリック＞愛知県が所管する社会福祉法人の現況報告書等の公表について→「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（外部リンク）」をクリック＞社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム＞**地図から探す→愛知をクリック**＞以下厚生労働省HPに同じ

この財務諸表の中で、大治町内の保育所経営に当たる大治東福祉会と大治南福祉会の二つの社会福祉法人について、事業活動計算書と貸借対照表の分析を試みることにします。大治町にはこの二つの福祉法人の他に大治保育園がありました。2021年度で閉園となっています。一方で幼保連携型認定こども園大治幼稚園があります。定員は324人です。これらの法人は財務諸表等電子開示システムには記載されていませんでした。

2 事業活動計算書（表Ⅲ-1参照）

(1) 事業活動計算書から何を見るか

事業活動計算書では法人の1年間の経営状況を見ることができます。表Ⅲ-1は大治町にある大治東福祉会と大治南福祉会という二つの社会福祉法人の事業活動計算書を簡易にまとめた表です。

これからこの事業活動計算書をつかって社会福祉法人の経営分析をすすめていきます。まず事業活動計算書について簡単に解説します。

① 事業活動計算書の構成

事業活動計算書は3つの収支から構成されています。一つはサービス活動の収支です。ここでいうサービス活動とは保

育所の保育事業をさします。二つ目はサービス活動外の収支です。サービス活動外の事業とは特別保育事業のことです。延長保育や障害児保育の事業のことをさしています。三つ目は特別収支です。特別収支にはサービス活動とサービス外活動以外の収益をここに入れます。二つの法人の特別会計には収益欄の「うち施設整備等補助金収益」に数値が入っているため、大治町から施設整備に関する補助金が交付されていることをあらわしています。

事業活動計算書では二つのことに注目します。一つは保育事業がうまくいっているかどうか。そのことを保育事業の損益分岐点を見ながら考えてと思います。もう一つは、保育事業の質の問題です。そのことを社会福祉法人の人件費比率を分析する中で明らかにします。

② 保育事業の損益分岐点を見る

事業活動計算書の見方として、誤解しやすいのですが、保育所運営の損益分岐点は表Ⅲ-1の事業活動計画書の中の当期活動差額がブ

表Ⅲ-1 大治町の社会福祉法人の2020年度事業活動計画書

(単位：円)

社会福祉法人		大治東福祉会	大治南福祉会	
サービス活動	収益	収益計(A)	467,445,887	170,066,606
		うち保育事業収益	459,106,177	170,063,864
	費用	費用計	427,343,662	188,410,146
		うち人件費(B)	320,586,975	147,696,655
		うち減価償却費(a)	50,900,582	4,872,655
		うち国庫補助金等特別積立金取崩額(b)	△30,577,437	△2,863,817
差額	40,102,225	△18,343,540		
活動外	収益	活動外収益計	6,320,145	1,667,773
	費用	活動外費用計	6,102,476	1,631,350
	差額	217,669	36,423	
経常利益(c)		40,319,894	△18,307,117	
特別増減	収益	特別収益計	14,674,154	880,000
		うち施設整備等補助金収益	14,674,154	880,000
	費用	特別費用計	12,204,154	1,462,000
		うち国庫補助金等特別積立金積立額	12,204,154	1,462,001
		差額	2,470,000	△582,001
	当期活動差額		42,789,894	△18,889,118
償却前経常利益(c+a+b)		60,643,039	△16,298,279	
人件費比率(人件費/収益計=B/A)		68.6%	86.8%	

出所) 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムより筆者作成

ラスマイナス0であることが損益分岐点ではありません。また経常利益のプラスマイナス0が損益分岐点ではありません。表Ⅲ-1の下から2段目の償却前経常利益が損得勘定の分岐点だと考えます。

経営状況を見る場合に考えなければならないのが減価償却費の問題です。減価償却費はサービス活動の費用ですが、人件費や事業費のように費用として現金が支出されることはありません。この費用分は法人内の会計に留保されます。現金として残ります。なぜなら減価償却費は費用としては、すでに支払い済みだからです。ですから、経営状況を判断する場合には経常利益に減価償却費を加えたものを経営状況の判断としなければなりません。償却前経常利益とは経常利益に減価償却をプラスしたものになります。

こうしたことを踏まえて償却前経常利益を分析することにします。

③人件費比率で保育の質を見る

もう一つ注目したいのが人件費比率です。

人件費比率は保育の質にどう向き合っているかを見ることができます。保育所経営の特徴を見ることになります。各法人の人件費比率を算出し、その推移をみる中で分析することにします。

(2) 償却前経常利益 (表Ⅲ-2参照)

「償却前経常利益」の「償却」を考える場合、「国庫補助金等特別積立金取崩額」について考慮しなければなりません。というのも、実際の減価償却費は減価償却費から国庫補助金等特別積立金取崩額を差し引いたものになるからです。

なぜならば、社会福祉法人の減価償却は、多くは建物に対する減価償却であり、その建物の施設整備費には国や町からの補助金が出

ているからです。もし、国や町からの補助金で施設整備をした建物の減価償却をするならば、社会福祉法人は二重の利益を得ることになるからです。

そこで「国庫補助金等特別積立金取崩額」とは何かということを確認しておきます。

「国庫補助金等特別積立金取崩額」という用語は社会福祉会計基準で使用されている用語ですが、大変誤解しやすいですね。この用語は決して国庫補助金を特別に積立てたお金のことではありません。ましてや、この積立金を取り崩して現金化できるものでもありません。つまり、「国庫補助金等特別積立金取崩額」とは建物の減価償却分のうち、国や町の補助金で負担した分ということです。

前置きが長くなりましたが、償却前経常利益の算出方法を確認しておきます。

表Ⅲ-1で大治東福祉会を例に算出すると償却前経常利益は次のようになります。

$$\begin{aligned} c+a+b &= \\ 40,319,894 + (50,900,582 - (-30,577,437)) & \\ = 60,643,039 & \\ & \text{となります。} \end{aligned}$$

それでは大治町の二つの社会福祉法人の経営状況をみてみましょう。

表Ⅲ-2は二つの社会福祉法人の償却前経常利益の推移をまとめたものです。この表を使って二つの社会福祉法人の経営状況をみていくことにします。

① 大治東福祉会の経営状況

表Ⅲ-2の上段は大治東福祉会が償却前経常利益を得ている推移を示したものです。非常に安定的な経営を行っていると言えます。

大治東福祉会は2016年度から2017年度にかけては、2,500万円前後の償却前経常利益を出しています。2018年度からは、その倍に当たる5,000万円から8,000万円の償却前経常利益を出しています。収益

増は定員増によると思われます。

表Ⅲ-2 大治町社会福祉法人の償却前経常利益の推移 (単位：円)

	2016	2017	2018	2019	2020
大治東福祉会	24,157,110	27,462,957	55,766,810	80,285,369	60,643,039
大治南福祉会	11,621,591	17,522,769	7,160,941	11,773,993	△ 16,298,279

② 大治南福祉会の経営状況

大治東福祉会ほどではありませんが大治南福祉会も安定的な経営を行っています。大治南福祉会は2016年度には1,200万円、2017年度が1,800万円、2018年度が700万円、2019年度が1,200万円の償却前経常利益を出しています。ところが2020年度の大治南福祉会の収支が1,600万円の赤字となっています。一般に社会福祉法人が赤字となるのは稀です。赤字は人件費が大幅に増額したことに起因します。つまり、保育所の定員を増やす準備をしたためということになります。ですから、事業拡大のためには、社会福祉法人には蓄えが必要だということです。

(3) 人件費比率 (表Ⅲ-3参照)

事業活動計画書から、人件費比率を算出してみましよう。人件費比率はサービス活動収支の中で人件費を分子に、収益計を分母にして求めます。表Ⅲ-1の大治東福祉会を例にすると次のようになります。

$$B \div A = 320,586,975 \div 467,445,887 = 68.6\%$$

表Ⅲ-3は大治東福祉会と大治南福祉会の2016年度から2020年度までの人件費比率の推移をまとめたものです。この表を使って二つの社会福祉法人の経営のあり方をみていくことにしましょう。

なお、保育所運営費の経費のほとんどは人件費です。他の経費としては備品費や給食材料費などです。

① 大治東福祉会の人件費比率

大治東福祉会は2016年度から2017年度までは73.9%、75.2%と大きくなりつつあったのですが、事業規模が大きくなったこともあって2018年度から2020年度までの間は69.3%、66.8%、68.6%と徐々に人件費比率が下がってきています。

② 大治南福祉会の人件費比率

2016年度から2020年度まで、70.8%、69.1%、75.4%、86.8%となっています。2020年度は2021年度に保育園の規模拡大を準備する

表Ⅲ-3 大治町社会福祉法人の人件費比率の推移

	2016	2017	2018	2019	2020
大治東福祉会	73.9%	75.2%	69.3%	66.8%	68.6%
大治南福祉会	70.8%	69.1%	75.4%	73.1%	86.8%

ための人員を確保したために人件費比率が一時的に大きくなっています。

③ 二つの社会福祉法人の人件費比率

二つの法人の人件費比率は社会福祉法人の場合の平均的な数値であり、保育士の人件費を高くしようとしているようには見えません。

④ 扶桑町の人件費比率

ここで、扶桑町の人件費比率も確認しておきます。公立保育所の人件費比率を決算書から算出することは大変難しいです。公立保育所の正規の保育士や給食調理員は費用の区分でいえば人件費ですが、パートの場合は物件費の中の賃金に区分されます。そこで、他に人件費を算出する資料を探してみました。公立保育所の場合、総務省HP「地方財政状況調査個別データ」から「施設の管理費等の状況市町村分」の資料を取得することにしました。その資料から扶桑町の年間所要経常経費の合計額と人件費を抽出して、年間所要経常経費に占める人件費の割合をだしてみました。その結果は次のとおりでした。

<扶桑町の2020 (R2) 年度人件費比率>

385,476千円 (人件費)

÷ 487,724千円 (年間所要経常経費)

= 79.0%

3 貸借対照表 (表Ⅲ-4参照)

貸借対照表とは、どれだけの資産があって、どれだけの借金があるかという財務内容を示す決算報告書です。表Ⅲ-4は大治町の二つの社会福祉法人の貸借対照表です。

貸借対照表の左側「資産の部」は社会福祉法人の資産の状況を示します。右側の「負債の部」と「純資産の部」は左側の資産を何によって生み出したかをあらわしています。

つまり法人の資産は①負債 (借金) ②基本金 (出資金・資本金)、③国庫補助金積立金、

表Ⅲ-4 大治町社会福祉法人の2020年度貸借対照表

(単位:円)

		大治東福祉会	大治南福祉会			大治東福祉会	大治南福祉会
資産の部	流動資産	90,669,451	41,405,910	負債の部	流動負債	43,866,217	9,896,445
	固定資産	1,072,081,448	162,451,246		固定負債	356,861,295	9,503,775
	基本財産	780,540,436	59,002,884		うち設備投資借入金	336,566,000	880,000
	建物	780,540,436	59,002,884	負債合計		400,727,512	19,400,220
	その他の固定資産	291,541,012	103,448,362	純資産の部	基本金	9,300,000	30,016,313
	うち人件費積立資産		20,733,169		国庫補助金等特別積立金	408,781,981	34,680,695
	うち修繕積立資産		7,087,000		その他の積立金	158,000,000	87,695,442
	うち備品等購入積立資産		1,364,000		人件費積立金	40,000,000	20,733,169
	うち保育所繰越積立資産	70,000,000			修繕積立金	30,000,000	7,087,000
	うち保育所施設・設備整備積立資産	88,000,000	58,511,273				1,364,000
					保育所施設・設備整備積立金	88,000,000	58,511,273
				次期繰越活動増減差額	185,941,406	32,064,486	
				純資産合計		762,023,387	184,456,936
資産合計		1,162,750,899	203,857,156	負債及び純資産合計		1,162,750,899	119,759,928

◆ 流動比率(流動資産/流動負債) 206.7%

◆ 剰余金=その他の積立金+次期繰越活動増減差額

出所) 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムより筆者作成

(国や町からの補助金)、④剰余金(その他積立金+次期繰越活動増減差額)によって生み出していることをあらわしています。

負債や基本金はすぐわかりますが、③国庫補助金積立金と④剰余金については、少し説明が必要です。なお、国庫補助金積立金がここに記載されていると、なにか隠し金が潜んでいるようにみえますが、これは積立金でも隠し金でもなく、国や町からの補助金が以前に交付されていたことを示すものです。

この表から流動比率と純資産の部の剰余金と積立金に注目してみてください。

(1) 流動比率(表Ⅲ-5参照)

流動比率は流動資産/流動負債×100で求めます。流動比率とは、財務分析における安全性分析の経営指標のひとつで、短期的な支払能力を分析する際に用いる指標です。分母となる流動資産とは1年以内に現金化できる資産のことであり、流動負債とは1年以内に支払うべき負債のことをいいます。流動資産と流動資産の関係、つまり流動比率とは支払う能力があるかどうか、資金不足になっていないかどうかをみる指標だということです。流動比率は150%以上が

健全であるといわれています。

① 大治東福祉会

大治東福祉会の貸借対照表を経年的にみると2017年度に固定資産が大きく伸びており、この年に保育所の施設整備が行われたことを示していますが、流動比率もこの年に施設改善の支払いなどもあって、前年に比べて大きく下がっています。さらに2019年度には138.3%までさがっています。しかし、2020年度には206.7%まで伸ばして経営そのものは安定化しています。

② 大治南福祉会

大治南福祉会も貸借対照表を経年的にみると固定資産が横並びです。ただし、2020年度に備品等購入積立資産を大きく減らしており、保育所の施設整備の準備段階にあるという状態です。したがって流動比率も徐々に下がりがつつも、それでも2020年度は418.4%であり、経営的には安定状態にあるといえます。

③ 二つの社会福祉法人の流動比率

元々、保育所などを経営する社会福祉法人

表Ⅲ-5 大治町社会福祉法人の流動比率

	2016	2017	2018	2019	2020
大治東福祉会	4751.2%	363.1%	271.4%	138.3%	206.7%
大治南福祉会	678.5%	603.6%	452.4%	534.8%	418.4%

の場合、損益に関する事業をするわけでもなく、施設整備費も3/4は補助金で賄うことができるので、借金に対する償還金も少ないので流動比率は低くはならないはずですが、しかし法人経営にとっては支払い能力があるかどうかは重要な意味があるので、二つの社会福祉法人の流動比率を確認しました。

(2) 純資産の中の積立金と剰余金

表Ⅲ-4「大治町社会福祉法人の2020年度貸借対照表」の「純資産の部」をみながら純資産について検証してみます。

① 基本金

「基本金」ですが、株式会社であれば資本金になります。公益法人などでは出資金とも呼ばれています。大治東福祉会は930万円、大治南福祉会では約3000万円です。どちらの福祉会にも経年的において、その額に変動はありません。

② 国庫補助金等積立金

「国庫補助金等積立金」という用語は前に「償却前経常利益」を検証したところでも出てきました。その時は「国庫補助金等積立金取崩額」という用語でした。ですから「国庫補助金等積立金」は国や町からの国庫補助金で建物などの減価償却に関する用語と推察できます。

したがって「国庫補助金等特別積立金」とは、国庫補助金を積立てた資金ではなく、国と町から交付された補助金で、施設整備費として支払いを済ませた減価償却前の総額です。建物が減価償却されると固定資産が減少しますが、それに見合うように純資産額を減額させる財務手続きとしての意味があるというだけのことです。ちなみに国庫補助金等特別積立金という用語は地方公営企業会計制度では「長期前受金」という用語を使用しています。

③ 積立金と次期繰越活動増減差額

次に積立金と次期繰越活動増減差額について検証してみます。

社会福祉法人の貸借対照表を見ていて不思議に思ったことは「純資産の部」の中に「そ

の他の積立金」があって「次期繰越活動増減差額」があることです。会社経理であればここには剰余金がきます。

剰余金とは、会社を設立してから現在までに単年度で発生した当期純利益を累積させたもののことを言います。ですから会社経理と同意語となる剰余金とは「次期繰越活動増減差額」に「その他の積立金」を加えたものということになります。「次期繰越活動増減差額」も「その他の積立金」も社会福祉法人会計基準で使用する用語です。

次期繰越活動増減差額や当期活動増減差額という用語は、利潤を求めるための経済的な意味合いを排除して、公益法人にふさわしい用語に変えたようにみえます。

それでは社会福祉法人が法人を設立してから現在までに発生した当期純利益の累積額である剰余金はどれだけであることを確認しておきます。

大治東福祉会で算出してみます。その他の積立金は158,000,000円、次期繰越活動増減差額185,941,406円なので大治東福祉会の剰余金は343,941,406円となります。

同じように大治南福祉会で算出すると、剰余金は119,759,928円となります。

なお、「純資産の部」における「その他の積立金」の内訳は「人件費積立金」「修繕積立金」「備品等購入積立金」「保育所施設・設備整備積立金」となっています。つまり社会福祉法人会計基準では「剰余金」の一部をこれら施設整備費として積立しなさいということを示唆しているのかもしれませんが。

ただし、純資産の部での積立金というのは、資産として計上しない限り、みせかけにしかありませんが、社会福祉法人にとっては、重要な問題なので、施設整備費が実際に資産として積立てられているかどうかを次の項で検証します。

(3) 資産としての積立金(表Ⅲ-6参照)

資産の積立金はどれだけ必要か、つまり施設整備費に対しての積立金はどれほどあるか

を資産状況の中から分析する必要があります。
まず、固定資産について検証します。

固定資産については保育所繰越積立資産と保育所施設・設備整備積立資産として大治東福祉会、大治南福祉会ともに積立金が計上されています。2020年度には大治南福祉会では保育所繰越積立資産が細分化されて人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産となっています。これらは、「純資産の部」で確認した「その他積立金」と一致します。

次に積立資産として確認する場合には流動資産でも検証する必要があります。

流動資産は、当面の1年間について、必要な費用を法人が支払う能力を持っているかどうかであり、流動資産としては流動負債の1.5倍もあれば十分なので、それ以上は施設整備費の積立金として認めることができます。

これらについて流動資産関係分を含めてまとめたのが表Ⅲ-6「保育所施設整備積立金額の推移」です。

この表から2020年度の積立額は大治東福祉会が約1億8千万円、大治南福祉会が約1億1千万円になります。この金額が多いかどうかは

別として私立保育所を運営する場合にはこうした積立金が必要だということです。

4 財務諸表から見えてくるもの

(1)財務諸表を公私間で比較して

保育所の全てが私立という大治町のほうが、全てが公立という扶桑町に比べて多額の保育所運営費が支出されているという事実は、思いもつかない事実でした。なぜそうなるのか、冷静になって考えてみましょう。

社会福祉法人にとってみれば施設整備費に対する積み立てをしないと不安で仕方がないということになります。積み立てを必要とする理由としては、事業規模の拡大をする場合には、前年からの人件費の確保や備品の購入などを要することも、これらの財務資料からもうかがうことができます。この積立金の実態は名古屋市内の私立保育園でも多くみられます。これらの積立金の資金は、国や自治体からの委託費から生み出されているのも事実です。こうした事情を反映して民間の保育所の方が保育所運営費の歳出が大きくなっていると推察されます。

表Ⅲ-6

保育所施設整備積立金額の推移

(単位：円)

		大治東福祉会				
		2016	2017	2018	2019	2020
		H28	H29	H30	R元	R2
積立て運用可能流動資産 (注1)		32,260,148	32,017,245	33,681,975	—	24,870,126
固定資産	人件費積立資産					
	修繕積立資産					
	保育所繰越積立資産	50,000,000	50,000,000	70,000,000	70,000,000	70,000,000
	保育所施設・設備整備積立資産	15,000,000	10,000,000	30,000,000	89,000,000	88,000,000
合計		97,260,148	92,017,245	133,681,975	159,000,000	182,870,126
		大治南福祉会				
		2016	2017	2018	2019	2020
		H28	H29	H30	R元	R2
積立て運用可能流動資産 (注1)		30,067,550	28,988,162	27,858,569	34,495,264	26,561,243
固定資産	人件費積立資産					20,733,169
	修繕積立資産					7,087,000
	保育所繰越積立資産	41,181,048	41,182,550	41,184,169	41,184,169	1,364,000
	保育所施設・設備整備積立資産	34,750,000	46,750,000	53,250,000	58,511,273	58,511,273
合計		105,998,598	116,920,712	122,292,738	134,190,706	114,256,685

(注1) 流動資産のうち流動負債の1.5倍を超えた額は積立金として運用可能と考えて算出した資産。

出所) 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムより筆者作成

表Ⅲ-7 社会福祉法人の2018年度人件費比率

社会福祉法人	大治東 福祉会	大治南 福祉会	伊賀市社会 事業協会	新瑞福祉会 こすもす 保育園拠点	一宮乳児 福祉会
人件費比率	69.3%	75.4%	75.5%	83.9%	83.2%

出所) 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムより筆者作成

＜注：小林美希（2019.9～2020.8）『雑誌「世界」ルポ保育園株式会社』東京都がまとめた「保育士等キャリアアップ補助金の賃金改善実績報告等に係る集計結果」を見ても、2017年度内の都内の認可保育所の人件費比率は社会福祉法人で70.5%、

株式会社で51.9%となっていて、国が想定する8割には届いていない（以上連載第2回より）。＞

(2) 財務諸表から私立保育所の経営の特徴を見る

財務諸表から私立保育所の経営の特徴を人件費比率と積立資産から見てみることにしましょう。

平成25年2月（2013.2）に厚労省が実施した「幼稚園・保育所等の経営実態調査結果」を見ると人件費比率は公立85%、社会福祉法人71%、営利法人（株式会社）が56%でした。

そこでいくつかの社会福祉法人を抽出して人件費比率を比較して作成したのが表Ⅲ-7「社会福祉法人の2018年度人件費比率」です。

この結果と比較して伊賀市社会福祉法人の人件費比率は75%と大きく、また大治町の社会福祉法人の人件費比率は70%と全国平均と同じぐらいでした。逆に法人の資産である積立金は大治町の法人の方が伊賀市社会福祉法人より大きいことがわかります。大治町の法人の平均経験年数は長くはないので、積立金を保育内容の充実に向けてほしいところです。

その中で特筆されるのは新瑞福祉会や一宮乳児福祉会です。どちらも人件費比率は80%を超えています。これらは共同保育所から認可保育園となった社会福祉法人です。なお、この二つの法人を比べると経営状況は名古屋市にある新瑞福祉会の方が余裕があります。この経営状況の差は自治体からの保育所運営費の補助金の差から生まれているものだと考えられます。

かつて愛知県は保育所運営費として独自の補助金制度を設けていましたが撤廃されました。それに対して名古屋市などいくつかの市町村はその穴埋めを行いました、そのため、愛知県内の市町村では私立保育所に対する補助金制度では格差が生じています。

IV 保育所民営化に対する私たちの課題

1 民営化した場合の費用を検証する方法

大治町と扶桑町の保育所運営費を比較する中で、歳出額は全園が私立保育所である大治町の方が多くことや保育所運営費の基準財政需要はどれだけになるかを明らかにしてきました。

これらは、たまたま、比較の自治体で全園が私立保育所であったり、公立保育所であったりしたことや人口規模がほぼ同じだということと比較できたと思っていました。

その時に頭の隅をよぎったのは、本稿の目的のもう一つの命題は「自治体がすすめる民営化後の財政を検証する方法をみいだすこと」ではなかったのかということです。

そこで、保育所を民営化しようとする自治体で、その対象となる公立保育所が私立保育所となる場合の保育所運営費の財源の変化を見ることはできないかを考えてみました。

(1) 公私保育所の「保育所運営費」基準財政需要額の差額算出方法

公立保育所であった場合と私立保育所に変った場合の「保育所運営費」基準財政需要額の差額は算出できます。まず、当該の自治体に「普通交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債発行可能額算出資料」を請求し、社会福祉費の「補正係数」を確認します（表Ⅱ-4 2019年度（R元）社会福祉「補正係数」と「基準財政需要額」を参照）。この算出資料には民営化を予定している公立保育所の数

値が記載されています。

この算出資料をもとに、次のような方法で算出してみます。

公立保育所の在籍人数と年齢区分がわかれば、その数値を算出資料の密度補正の「施設型給付費（公立分）」から差し引き、「施設型給付費（公立分）」に在籍人数分と年齢区分にその分をプラスすれば、公立保育所であった場合と私立保育所になった場合の補正係数が算出され、基準財政需要額の差額も算出されることになります。

ただし、この場合、保育所の定員区分係数が変更となる場合があるので、その点も注意が必要です（算出資料の「社会福祉費」「（附表1）定員区分係数」参照）。

このようにして保育所運営費「基準財政需要額の差額」を算出することができます。

(2) 公私保育所の「保育所運営費」国庫補助金の算出方法

次に、公立保育所であった場合と私立保育所になった場合の保育所運営費の財源を比較するためには国庫補助金に関することを明らかにする必要があります。つまり、民営化された場合の私立保育所にたいする補助金は、国からいくら出るか、県からいくら出るかを明らかにすることです。その方法としては、当該自治体の担当課に直接、尋ねることが肝要です。もし担当課での聴取が不調であれば、当該の自治体に対して行政文書公開請求書で国や県に対する補助金申請書の行政文書の公開を求めます。

一般的には、地方交付税に関する資料は保育所関連の担当課では、周知されていない場合がありますが、国庫補助金や県支出金に関しては、予算決算書に盛り込まれるので、聞き取りができるかもしれません。ただし、予算決算書では一保育園の個別な補助が提示されていませんので、思い通りの回答が得られるかどうかは自治体側の姿勢次第ということになります。

2 施設整備費について

公立保育所の保育所運営費一般財源化については今まで述べてきたとおりです。同時に施設整備費も一般財源化されています。

どのように一般財源化するかというと、今まで、国の補助金が施設整備費の1/2を交付されてきましたが、これをなくして、施設整備費の1/2を施設整備事業債で賄うようにして、この施設整備費債の償還金を基準財政需要額に算入させる方法に変えました。一般財源化するという事は基準財政需要額に算入させることを言います。つまり地方債償還金の全額を交付税措置とすることに変えたということです。

施設整備費の一般財源化は2006年の三位一体改革の中で施行されましたが、その後も少しずつ変わってきていますので、時系列で内容の変化を見ていくことにします。

(1) 公私の施設整備費の財源の変化

① 施設整備費に関する公立保育所の変化

ア. 三位一体改革前（2005年度以前）

施設整備費は公立、私立ともに国庫補助金での対応でした。施設整備費の負担割合は国が1/2、自治体が1/4、設置主体が1/4でした。設置主体が自治体であれば、当該の自治体は全体の1/2負担ということになります。したがって、公立の場合の施設整備費の支払い、国の補助金で50%を賄い、残りの50%が自治体負担になります。残り50%の自治体負担分のうちの80%（全体の40%）は「社会福祉施設整備事業債」を発行し、残りの50%のうちの20%（全体の10%）は一般財源で賄います。

イ. 三位一体改革以降

（2006年度～20010年度）

2006年度には国の補助金分の1/2が一般財源化されることになりました。国補助金がなくなった代わりとして「施設整備事業債」を発行して施設整備費の1/2を賄うことになります。そしてこの地方債に対する償還が始まりますが、この償還金を毎年、基準財政需要額に算入します。施設整備費に係る補助金の

一般財源化とはこうした措置のことを言います。

なお、残りの50%分については三位一体改革前と同じ、社会福祉施設整備事業債(全体の40%)と一般財源(全体の10%)賄います。

ウ. 事業費補正の縮減措置 (2011年度～)

地方債の元利償還金に対する交付税措置のことを「事業費補正」と言います。この事業費補正に対して2011年度に自治体構造改革の立場から国は縮減する措置をとりました。つまり、地方債の元利償還金に対する交付税措置の見直しで交付税の措置率を30%引き下げました。施設整備債の毎年の償還金のうち70%しか基準財政需要額に算入されなくなったということです。ただし、この措置により減った30%分は単位費用として措置をしたと言っています。しかし、交付税措置額の30%の縮小はわかりますが、30%の単位費用については、意味不明のままです。総務省の見解を知りたいところです。

なお、このことについては別稿『公立保育所民営化の理由を「一般財源化」に求めるのは不当』20P「事業費補正の疑問点、問題点」を参照ください。

② 施設整備費に関する私立保育所の変化

2018 (H30) 年の「子育て安心プラン」により待機児童対策として私立保育の施設整備に関する国庫補助金の負担割合がかわりました。国2/4、市1/4、設置主体1/4から国2/3、市1/12、設置主体1/4となりました。国が6/12から8/12に、自治体負担が3/12から1/12に変わったこととなります。待機児童対策を名目に私立保育所の自治体負担を軽くすることで、国は保育所の民営化を促進させようとするのが大きな狙いです。

③ 施設整備費に関する変化のまとめ

三位一体改革以降の公・私保育所の財政的な措置はいずれも民間化を促進するものでした。これらは一見すると自治体の負担が軽くなるという措置にしか見えません。しかし、ここで、冷静に考えてみる必要があります。

今まで、検証してきた二つのことに思い浮かべていただきたいと思います。一つ目は、大治町と扶桑町との保育所運営に係る歳出額の差で大きな差が出ていたこと、二つ目は、大治町の社会福祉法人の償却前経常利益が1年間で計上する金額は意外に多く、かつその財源が保育所施設・設備整備積立金にまわっていたことです。

そこで、次の項では、この二つの検証結果と施設整備費の自治体負担額について比較検討することにしましょう。

(2) 民営化で保育所の費用は本当に安くなるのか——施設整備費を検証

民営化で保育所の費用は本当に安くなるのかを保育運営費と施設整備費の公私に係る費用を比較検討することにします。そこでまず、園舎の建て替え費用が4億円かかるということ、保育所の入所在籍数が100名であることを想定します。

① 施設整備費の自治体負担分を検証

一般に減価償却は10年前後になっていますが、実際の建物などの耐用年数は40年以上になります。施設整備費を1年分に換算するとどうなるか。これを園舎の建て替え費用4億円で試算するとどうなるのでしょうか。現在の自治体負担分について公立と私立の場合とに分けて試算してみました。

ア. 私立の場合の自治体負担分 (表IV-1参照)

私立の場合の施設整備費の負担割合は国が2/3、設置主体1/4、自治体負担分が1/12です。施設整備費が4億円を想定した場合の負担額は国が2億6,667億円、設置主体1億円、自治

表IV-1 私立保育所施設整備費4億円の場合の自治体負担額

負担割合			耐用年数の 40年で割る
自治体負担分 (1/12)	=1/12	3,333万円	83万円
設置主体1/4	=3/12	1億円	250万円
国庫補助金2/3	=8/12	2億6,667億円	667万円
合計	=12/12	4億円	1,000万円

注) 施設整備費を4億円、耐用年数を40年と想定して筆者作成

体負担分が3,333万円となります。これを施設の耐用年数を40年だと想定すると、1年あたりの負担額は国が667万円、設置主体250万円、自治体負担分が83万円となります。

イ. 公立の場合の自治体負担分 (表Ⅳ-2 参照)

公立の場合の施設整備費の負担割合は国が2/4のうちの交付税措置分70%、縮減分30%です。自治体負担分が1/4、設置主体分としての自治体負担分が1/4です。

施設整備費が4億円を想定した場合の負担額は国が2/4のうちの交付税措置分1億4,000万円、縮減分6,000万円、自治体負担分が1億円、設置主体分が1億円となります。これを施設の耐用年数を40年だと想定すると、1年あたりの負担額は交付税措置分350万円、縮減分150万円、設置主体250万円、自治体負担分が250万円となります。

ウ. 結果

自治体負担分の差は
250万円(公立) - 83万円(私立) = 167万円
で、私立保育所の方が少ないという結果になりました。

次にこの結果を大治町と扶桑町の保育所運営費歳出額の差額と私立保育所の償却前経常利益と比較してみます。

② 大治町と扶桑町の保育所運営費歳出額の差額と比較して

施設整備費に関して、施設整備費を耐用年数40年として1年分の自治体負担分について比較したところ、公立保育所と比べて、私立

表Ⅳ-2 公立保育所施設整備費4億円の場合の自治体負担額

負担割合		耐用年数の 40年で割る	備考
自治体負担分(1/4)	1億円	250万円	小計 650万円
設置主体=自治体(1/4)	1億円	250万円	
縮減分30%(2/4のうち)	6,000万円	150万円	
交付税措置70%(2/4のうち)	1億4,000万円	350万円	350万円
計	4億円	1,000万円	1,000万円

注) 施設整備費を4億円、耐用年数を40年と想定して筆者作成

保育所の方が167万円、自治体負担分は少なくなるということでした。

これを大治町と扶桑町の保育所運営費歳出額での差額と比較してみます。

大治町の保育所運営費923,161,452円、扶桑町の保育所運営費687,810,135円でした。その差額は2億4,000万円弱です(前月号の表Ⅱ-2「大治町と扶桑町の2019年度保育所運営費比較」参照)。

両町の保育所入所者数はほぼ同数で約800名弱でした。建て替え費用を4億円、保育所入所数は100名を想定していますので、ここでも1園の定員を100名で想定すると、100名の保育所運営費は2億4,000万円の1/8なので3,000万円ということになります。

それでは、約3,000万円も高くつく保育運営費と、167万円も安くなる施設整備費とを比較するとどうなるのでしょうか。

結局のところ施設整備費が私立保育所の方が167万円の安上がりになったとしても、保育所運営費での差額3,000万円に比べれば小さなものだということです。

③ 私立保育所の償却前経常利益と比較して (表Ⅳ-3 参照)

次に私立保育所の施設整備費自治体負担分と償却前経常利益を比較してみます。

私立保育所にとって償却前経常利益は、事業拡大のための資金やその準備資金、不測の事態に対応するための資金を積立てるために必要な資金と考えるならばこれらも保育

表Ⅳ-3 社会福祉法人の2018年度償却前経常利益と施設整備費比較

社会福祉法人	大治東 福祉会	大治南 福祉会	伊賀市社会 事業協会	新瑞福祉会 こすもす 保育園拠点	一宮乳児 福祉会
償却前経常利益(円)	55,766,810	7,160,941	94,611,078	11,363,245	948,472
保育所の定員	349	200	1,465	100	110
保育所定員を100とした 償却前経常利益(円)	15,979,029	3,580,471	6,458,094	11,363,245	862,247
施設整備費	耐用年数40年の1年あたりの施設整備費自治体負担金167万円				

出所) 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムより筆者作成

注) 表Ⅳ-1と表Ⅳ-2参照

所運営費に含まれてきます。

一方、公立保育所での事業拡大や保育士の確保は、その都度予算化すれば良いため、予め積立金や償却前経常利益を確保する必要はありません。

この償却前利益分と私立保育所の方が安上がりとなる施設整備費を比較するとどうなるのでしょうか。

施設整備費が私立保育所の方が167万円の安上がりになるとした比較の対象は1園の定員を100名で想定します。比較する償却前経常利益は前に人件費比率で活用した社会福祉法人のものを利用しました。法人の償却前経常利益を定員100名として再計算して作成したのが表IV-3です。償却前伊経常利益の多い社会福祉法人から順に1,600万円、1,100万円、650万円、360万円と続きます。一番少ないところでは86万円でしたが、この法人の詳細を見ると普段は300万円から500万円の償却前経常利益となっていました。

これらのことから、たとえ、施設整備費が私立保育所の方が167万円も安上がりになっても、この表のように償却前経常利益分が公立保育所より経費がかかるので、一目瞭然で公立保育所の方が安上がりだということがわかります。

3 地方交付税不交付団体にとっての保育の一般財源化

愛知県市町村の地方交付税不交付団体は令和4年度で16自治体もあります。この数は全国一です。ちなみに全国の市町村では72自治体でした。2番目の都道府県は東京都で9自治体です。それだけに、地方交付税不交付団体にとって保育の一般財源化問題は、どのような意味を持つかを言及しておかなくてはなりません。

表IV-4「愛知県内普通交付税不交付団体の公私保育所数」から普通交付税不交付団体の民営化がどこまで進んでいるかがわかります。東海市を除けば、いずれも私立保育所の占める割合は高いと言えます。この表では不交付

表IV-4

愛知県内普通交付税不交付団体の公私保育所数

	財政力指数	公立	私立
1 みよし市	1.40	6	4
2 豊田市	1.39	61	31
3 刈谷市	1.33	10	11
4 東海市	1.29	18	1
5 安城市	1.28	8	21
6 小牧市	1.25	14	7
7 碧南市	1.21	5	8
8 大府市	1.14	12	12
9 長久手市	1.09	7	4
10 日進市	1.05	10	6
11 岡崎市	1.04	37	22
12 高浜市	1.02	1	7

出所) 愛知県HPと総務省HPから筆者作成

団体は12市になっていますが、足りない4自治体は町村です。

(1) 地方交付税法の趣旨との矛盾

地方交付税不交付団体の場合は、確かに自治体負担は少なくなります。しかし、保育所運営に関する経費は、私立保育所の方が多くかかります。その多くなった分は国や県が負担することになります。ここには、行政改革をすすめる国の政策との矛盾を抱えているといわざるをえません。また、国の政策に無理やり従わせる政策的な誘導と言わざるをえません。そのことは地方自治体に財政調整と財源保障を目的として地方の自治を支えようとする地方交付税制度の趣旨からいっても大きな矛盾をはらんでいるといえます。

(2) 民営化した保育所の業績評価が必要

民営化が進むということは、必然的に民営化された保育所の業績評価が必要となります。私立保育所の方が、費用が多くかかるからといって、そのことが保育の水準を保障するものではありません。公立保育所はその地域の保育基準となる責務を持っていました。公私の比率が逆転すると、行政機関は保育に対する責任を回避しようとする傾向に陥りやすく

なります。行政機関には保育内容の充実、保育の安全、保護者の要望に応える責務とその体制が求められることとなります。民営化が進んでいる地方交付税不交付団体にとっては、極めて重要な使命であると考えます。

(3) 財政力指数が1.0に近い自治体は民営化には十分な配慮が必要

全園が公立保育所である扶桑町と全園が私立保育所である大治町とでは基準財政需要額の差は3億4千万円にもなりました。どちらも保育所在籍人数は800人弱です。保育所の民営化は基準財政需要額が減少します。そのため財政力指数が1.0に近い自治体は十分な配慮が必要です(表IV-5参照)。保育所が民営化されて、基準財政需要額が減額し、そのために自治体が地方交付税不交付団体になれば、就学援助制度の補助金はすでに一般財源化されていることや、特別交付税交付の要件から外れるなどの財政的な制約があるからです。

V まとめ

1 保育所民営化はどのようなものか

保育所の民営化の実態に迫ってきましたが、その実態を整理すると次のような構図になるのではないのでしょうか。

保育費の歳出額が扶桑町に比べて大治町の方が大きかったことがわかりました。全園が私立の大治町の方が扶桑町に比べて多額の費用がかかっているということになります。国庫支出金も県支出金も大治町の方が大きかったわけですから。自治体負担としては地方交付税による財政措置があるので、大治町の方が負担は大きかったといえます。つまり、国庫支出金が私立保育所の経費を膨らませているという構造になっています。

私立保育所の経営分析をすると、施設整備費への積立がどうしても必要となり、その資金を内部に留保する必要が出てきます。そこで、新自由主義推進論者が目を付けました。保育所の株式会社化です。社会福祉法人は公

表IV-5

財政力指数1.0に近い自治体の公私保育所比較

	財政力指数	公立	私立	財政力指数1.0までの基準財政需要額(千円)
名古屋市	0.99	90	446	4,055,181
春日井市	0.98	28	20	1,420,778
西尾市	0.98	24	9	490,775
半田市	0.98	15	4	385,981
常滑市	0.98	10	1	232,702
弥富市	0.98	9	0	215,811
知多市	0.97	11	4	442,669

出所) 愛知県HPと総務省HPから筆者作成

益法人のため、資金の運用には多くの足かせがあります。したがって保育児童の自宅待機解消という名目で、東京を中心に株式会社化が進みました。保育所の民営化を社会福祉法人だけでなく、株式会社まで許すという規制緩和が必要になったということです。つまり株式会社化により、保育所経営であげた留保資金を新たな投資に向かわせることが大きな狙いということになります。

東京の事例では、株式会社の経営者は人件費を抑えて利潤をあげ、その利潤を新規の保育所経営に回していたというルポを見ました(雑誌『世界』2019.11ルポ保育園株式会社・連載第3回「流出する委託費の行方」小林美希)。

私立の保育所の方が安上がりだという先入観に陥りがちですが、こうした事例研究を積み重ねることにより、民営化の流れを押しとどめることが必要ではないのでしょうか。

2 保育所民営化の現実

(1) 私立保育所の現実

第2ベビーブーム時代から既に50年近くがたち、保育園の園舎建て替えの時期が来ています。そのため、施設整備に関して国からの財政的な政策誘導が行われています。自治体側は何の検証もしないまま、民間の方が安上がりだと判断して民営化が進められようとしています。しかし、保育所の民営化を公募しても、実際にはなかなか手が挙がらないのが

現実です。手が挙がらないのは保育士不足と施設整備費の1/4負担がネックとなっているからです。そのため自治体側からは民営化推進のための様々な優遇措置が設けられています。民営化の準備資金として開設前の人件費に補助金を出すと、借地代に補助金をだすなどの対策が取られようとしています。まずまず、民営化が安上がりではない矛盾を露呈させています。

(2) 公立保育所の現実

大治町と扶桑町の保育所運営費の歳出額は全園が私立保育所の大治町の方が歳出額が多いということが分かりました。このことについて、逆に考えると、全園が公立保育所の扶桑町の保育行政は十分なのかという疑問がわいてきます。この論考ではそのことも含めて、まだまだ検証が不十分です。公立保育所での施設整備費などは予算の確保が必要なのに名古屋市の公立保育所では、施設修繕の予算要求が通らずに保育環境の改善が進んでいません。公立の場合、保育所の民営化に軸足が向いて保育現場に目が向いていない現実があります。

3 世界の流れはアウトソーシング（民営化）からインソーシング（再公営化）へ

冷静に考えると保育所の民営化の方がお金はかかるといことがわかりました。

今日、世界の流れはアウトソーシングからインソーシングに変わりつつあります。

水道料金の値上げや、地下鉄で多額な借金をかかえる現実に、ヨーロッパでは市民の抗議行動が湧き上がっています。わが国でも、その構造は同じです。保育所など公的な市民サービスが儲かる話になるわけがありません。今回の保育所の民営化問題は儲かるわけがないということに確信をもって、実態に臨めば、民営化などはすべきでないといとの結論に達するのではないのでしょうか。

全国の保育所でアウトソーシングからインソーシングへの流れをつくりだしましょう。

<参考文献>

- 重森暁(2003)『入門 現代地方自治と地方財政』自治体研究社
- 小西砂千夫(2022)『地方財政学 機能・制度・歴史』有斐閣
- 小林美希(2019.9~20208)『雑誌「世界」ルポ保育園株式会社』
- 榊原秀訓、大田直史、庄村勇人、尾林芳匡(2021)『行政サービスのインソーシング「産業化」の日本と「社会正義」のイギリス』自治体研究社
- 城塚健之・尾林芳匡・森裕之・山口真美(編)(2014)『これでいいのか自治体アウトソーシング』自治体研究社
- 大和田一紘・石山雄貴・菊池稔(2021)『五訂版習うより慣れろの市町村財政分析』自治体研究社
- 初村尤而(2011)『増補版そもそもがわかる自治体の財政』自治体研究社
- 森裕之(2020)『市民と議員のための自治体財政』自治体研究社
- 金川佳弘(2008)『地域医療をまもる自治体病院経営分析』自治体研究社
- 中川博一(2020)『公立保育所民営化の理由を「一般財源化」に求めるのは不当』東海自治体問題研究所

なでしこ：「純粋な愛」「無邪気」



撮影者：羽間 透
(津市の街路樹周り)